

TJ トーク生配信 レポート

治療的司法研究センター学生サポーター
成城大学法学部 4年 生田 緑

2021年5月22日、「成城大学治療的司法研究センター」初のYouTube生配信となる「[TJ トーク in SEIJO～治療的司法を語る～](#)」が行われました。当日は多くの方々にご視聴いただき、様々なコメントが寄せられました。参加していただいた皆様、ありがとうございました。まだご覧になっていない方や、再度視聴したい方は、上のリンクをクリックしてぜひご視聴ください。

今回は、学生サポーターとして当日参加させていただいた私の目線で、第1回目のTJトークを振り返りたいと思います。



配信の冒頭に登場したのは、センター長の指宿信教授（成城大学）です。お話にもあった通り、センターは2017年春に設立され、今年の春で丸4年を迎えました。

思い返せば、昨年から長引くコロナ禍の影響で、何に関しても今まで通りの活動は難しくなりました。しかし、このオンライン化の世の中の流れは、デメリットばかりでもないと思います。むしろ今回の生配信も、コロナ禍だからこそ実現されたものと言えるかもしれません。遠隔からでも参加できる、多くの方のコメントを受け

取りながら進行できる等々、メリットも多くあります。こうした新しい試みの始まりにワクワクしてしまうのは、私だけではないと思います。今後も、どのような企画が行われるのか楽しみです。

学生サポーターたちによる[新センター紹介動画](#)も、お時間がある際に、YouTubeにてご視聴いただけましたら幸いです。

さて、いよいよトーク開始です。記念すべきTJトーク第1回目の登壇者の方々は、センター客室研究員の菅原直美弁護士、山田恵太弁護士、丸山泰弘教授（立正大学）、そしてスペシャルゲストの三輪記子弁護士の4名の方々でした。

「治療的司法」って、そもそも何なの？というテーマで、菅原先生の進行の下、先生方がそれぞれ「犯罪者に処罰を与える」より、「治療として生きづらさのサポート



をしてあげるべきだ」というお話をされていたと思います。そしてそれに対して、「一般の方だけでなく専門家の中でも、治療的司法に対する理解が進んでいない部分がある」とも指摘されていました。

もちろん感情的な面で「犯罪者を助ける、サポートする」という行為に抵抗を感じる人々の気持ちは分からなくもありません。親しい人が犯罪に巻き込まれたことのある人なら尚更、犯罪者を許せない気持ちにもなるでしょう。しかし、先生方もおっしゃっていたように「治療的司法」は犯罪行為そのものを許容するというわけではありません。犯罪に至った原因を突き止め、根本的な解決をすることで再犯を防ぎ、社会への利益をもたらそうとしているのだということが、世の中の人々に知って頂きたいポイントになります。

また、一般の方々にとって、しばしば犯罪者のイメージが凶悪化しすぎている面も問題だと思います。例えば『[累犯障害者](#)』（新潮文庫・初版 2009/3/30）という山本譲司氏が書かれたノンフィクションの本には、配信の中でも触れられていた、「前科 17 犯」の知的障害をもち、生活保護の受給のやり方も理解できない人のように、「いったい誰がこの人を本当の意味で責められるのだろうか」と考えさせられるような人々が多数登場します。よくメディアに登場する凶悪で何の罪悪感も持たないロボットのような犯罪者より、「そうする以外の方法を知らない」「やりたくてやっているわけではない」と思いながら犯罪を行う人の方が多いことも、世の中に認知されてほしいものです。



司会担当の菅原直美弁護士

・治療的司法研究センター客員研究員

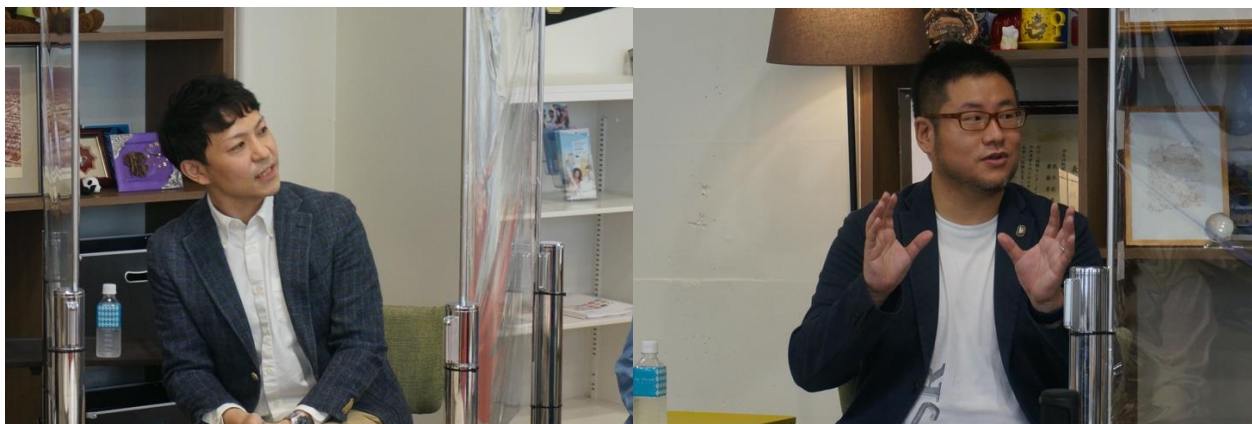
ゲストの先生方が「治療」とは具体的にどういった行為なのかお話される中で、昨年公開された[映画『プリズン・サークル』](#)にも触れられていました。私も映画を初めて拝見した際に、「非常に綺麗な建物の中で、自由に歩き回ることもできるうえに、TC（Therapeutic Community＝回復共同体）のプログラムを受けられる受刑者は、いわば恵まれている存在だな」、「数値としても結果が出ているこのプログ

ラムが、もっと広まればいいのに」と純粹に思いました。しかし先日、坂上香監督がとあるトークイベントの中で、「受刑者たちから『ここには僕たちの孤独が描かれていない』と指摘された」とおっしゃっていました。これにはノンフィクションの映像を観ても簡単には伝わらない、受刑者たちの複雑な心境があるのだとハッとさせられました。映画に登場する受刑者たちは皆、決して円満とはいえない生活環境の下で育ってきていました。TJトークで度々触れられていた「医療や福祉との連携」は、こうした「運営をする側とプログラムを受ける側のギャップ」を埋めるためにも必要なものだと思います。



治療的司法研究会『治療的司法の実践』（第一法規、2018）を紹介する
三輪記子弁護士（ゲスト）

「治療的司法」は決して犯罪者を甘やかしたり、擁護したりするものではありません。そのうえで個人の考えを言わせて頂けるならば、「自分は罪を犯したことがない、そんなことを考える環境にすらなかった、というのは、偶然」だと思っています。例えばある犯罪者と全く同じ生活環境で自分が育てられていたとして、「私だったら罪は犯していなかった」と言い切れる人はいるのでしょうか。また、同じ環境下で育った兄弟姉妹であっても、物事の考え方や能力は大きく異なります。トークの中で度々出てきた「生きづらさ」というキーワードを聞いて、自分にも何かそうしたものを感じる人は多かったのではないのでしょうか。



（左）山田恵太弁護士・治療的司法研究センター客員研究員

(右) 丸山泰弘立正大学教授・治療的司法研究センター客員研究員

4名の登壇者の方々のお話ぶりはそれぞれ非常に温かみがあり、それでいて社会を良くするために冷静な視点で「治療的司法」を語られていたと思います。私ももう一度アーカイブを視聴して、「治療的司法」について再考しようと思います。

7月からは毎月一回、今回の司会を務められた菅原直美弁護士が聞き手となってYouTubeで新しいコンテンツ「なおみんと学ぶ! TJ入門」シリーズが配信される予定です。7月のゲストはセンター客室研究員で[クレプトマニア\(窃盗症\) 弁護専門の林大悟弁護士](#)です。ぜひご覧ください!



筆者(左端)とゲストの三輪記子弁護士(中央)

(2021年7月16日)